

< 事例 >

豆乳類日本農林規格格付規程

平成 年 月 日

第1条 目的

△△株式会社 ○○工場（以下「本工場」という）が「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という）に基づく登録認定機関の認定を受けて、JAS法に基づき定められた「豆乳類の日本農林規格（昭和56年11月16日農林水産省告示第1800号）」（以下「JAS規格」という）による格付は、この規程の定めるところによる。

第2条 格付担当者

- 工場長は、「豆乳類についての製造業者の認定の技術的基準（平成12年9月20日農林水産省告示第1247号）」に規定する資格を有する者を格付を担当する者（以下「格付担当者」という）に任命する。
- 格付担当者は、検査荷口の決定、検査荷口からの検査のための試料の抽出、格付検査を委託している第三者機関への試料の送付、第三者機関の検査結果に基づくJAS規格に適合するか否かの判定、格付の表示を付する義務、JAS表示包装の管理及びその他この規程において格付担当者が行うこととされている業務を行うものとする。

第3条 試料の抽出に関する事項

- 検査荷口の決定及び検査荷口からの検査のための試料の抽出は、「飲食料品及び油脂についての検査方法（昭和51年11月19日農林水産省告示第1074号）」（以下「検査方法」という）に定めるところにより行うものとする。
- 抽出した試料は、格付検査を委託している第三者機関に速やかに送付するものとする。
- 検査中の荷口は、合否の結果が出るまで格付担当者が責任を持って管理するものとする。

第4条 委託契約

- 格付検査は、第三者機関である財団法人日本炭酸飲料検査協会に委託して行うものとする。
- 委託に当たっては、財団法人日本炭酸飲料検査協会と委託契約を結ぶものとする。

第5条 合否判定

- 格付の合否の判定は、財団法人日本炭酸飲料検査協会からの検査結果に基づいて、JAS規格及び検査方法に定めるところにより行うものとする。
- 検査結果報告書に合否判定を行った記録として、格付担当者の捺印を付するものとする。

第6条 格付の表示に関する事項

< 事例 >

1. 合格と判定された荷口については、「飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和54年8月18日農林水産省告示第1182号）」に定めるところにより豆乳類又はその包装若しくは容器（以下「容器包装」という）に格付の表示を付するものとする。
2. 本工場は、豆乳類又はその容器包装への表示を能率的に行うため、前条の規程による格付の合否の判定前に豆乳類又はその容器包装に格付の表示を付しておくことができるものとする。
3. 本工場は、前項の規程により格付の表示が付された豆乳類は、前条の規程による格付の合格の判定が行われた後でなければ、譲渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのための陳列を行わないものとする。
4. 格付の表示が付された容器包装（以下「JAS表示包装」という）は、格付担当者が「JAS表示包装受払簿」を備え、受払の都度その状況を記録して責任を持って管理するものとする。

第7条 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項

1. 格付担当者は、合格と判定した荷口について速やかに出荷の指示を行うものとする。
2. 本工場は、不合格と判定した荷口に係わるJAS表示包装は、遅滞なくその表示を除去し、又は抹消するものとする。
3. 格付担当者は前項の規程により表示を除去し、又は抹消した時はその結果を「JAS表示包装受払簿」に記録し、整理するものとする。

第8条 台帳の作成

格付担当者は、格付台帳を備え種類ごとの格付数量を記録するものとする。

第9条 記録の作成と保存に関する事項

格付担当者は、JAS表示包装受払簿、格付台帳及び財団法人日本炭酸飲料検査協会からの格付結果の通知を5年間保存するものとする。

第10条

1. 格付の実施方法について、定期的に内部監査を実施するものとする。
2. 内部監査の記録は、認定機関の調査の際に提供するものとする。

第11条 認定機関による確認業務の適切な実施に関する事項

1. 本工場は、財団法人日本炭酸飲料検査協会が行う格付に関する調査、確認等に際し適切に対応するものとする。
2. 格付担当者は、財団法人日本炭酸飲料検査協会から指示があった場合は、速やかに上司に報告すると共に、これに従うものとする。

第12条

この規程に定めるもののほか、格付に関し必要な事項は工場長が別に定める。